

東日本大震災及び原発事故被災者へ寄り添った支援を求める意見書

東日本大震災及び福島第一原発事故の発生から5年半が経過した。

被災地では、1日も早い復興に向け、さまざまな取り組みが行われていることや、被災者に対して、国民健康保険・介護保険料の減免や一部負担金免除、高速道路の無料化などの措置がとられていることは多くの国民の賛同を得られる支援である。

昨年6月、政府は居住制限区域、避難指示解除準備区域を2017年に解除する方針を決定するとともに、復興の加速化のもと、広域避難者への住宅支援を2017年3月に、精神的賠償を2018年3月に打ち切る方針が出されている。

しかしながら、現在においても、原子力発電所災害による風評被害は根深く、被災地の基幹産業である農業、漁業、観光業などは厳しい状況が続いているとともに、広域も含めて避難者は相当数存在し、中でも、生計維持者を避難元等に残した母子避難世帯などは、厳しい経済状況を強いられている。

国が避難解除の基準とした放射線量年間20ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（ICRP）による勧告及び国内法法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトであることから、避難者の中には避難の継続を望む人は少なくない。

上記のことから、本市議会は、国会及び政府に対し、今後も被災自治体と協議を行い、被災者に対するきめ細かい生活支援を行われることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月16日

大 阪 府 茨 木 市 議 会